

大阪学院大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

第 1 条 本学は実践的な大学教育を施すこととする目的とし、専門職業に必要な高等の学術を教育及び研究し、わが国産業の発達に貢献することを使命とする。

第 2 章 学科・学生定員・修業年限

第 2 条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	総定員
経営実務科	50名	100名	

2. 本学の学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別にこれを定める。

第 3 条 本学の修業年限は、2ヵ年とする。

2. 本学に在学する年限は、4年を超えることができない。

第 3 章 学年・学期及び休業日

第 4 条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 5 条 学年度を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで
(前期期間中に第1ターム、第2ターム及びサマーセッションを設ける)

後 期 10月1日から3月31日まで
(後期期間中に第3ターム、第4ターム及びスプリングセッションを設ける)

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 本学創立記念日 6月2日

(4) 夏期休業 9月上旬から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月下旬から1月7日まで

2. 前項に定めたものの他必要に応じて学長は、臨時に授業を休止することができる。

第 4 章 授 業 科 目

第 7 条 本学の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

ただし、学科目及び単位数は教授会の議を経て変更することがある。

第 5 章 履修方法及び算定方法

第 8 条 本学生の卒業に必要な授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

授 業 科 目	単位数（経営実務科）	
総 合 基 础	10単位以上	必修科目10単位を含む。
ビジネスファウンデーション	6単位以上	必修科目4単位と選択必修科目2単位を含む。
マネジメント・コントロール	8単位以上	必修科目4単位と選択必修科目4単位を含む。
会 計 ・ 金 融	4単位以上	必修科目4単位を含む。
アドミニストレーション	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
单 位 認 定		
合 计	62単位	

2. 本学は正規の授業の他に特別講座を開設することができる。

第 9 条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業

をもって 1 単位として計算する。

2. 学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別にこれを定める。

第 10 条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2. 学習の評価は、S・A・B・C・D・E とし、S・A・B・C は合格、D・E は不合格とする。

第 11 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（外国の短期大学・大学を含む）で履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が定める教育施設等における学修について、本学における授業科目の履修とみなすことができる単位を教授会の議を経て 30 単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認定することができる。

2. 本学が教育上有益と認めるときは、入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）及び文部科学大臣が定める教育施設等における学修について、本学における授業科目の履修とみなすことができる単位を教授会の議を経て卒業に必要な単位として認定することができる。

3. 前項の単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第 1 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

ただし、外国の短期大学又は大学で修得した単位を含む場合は、45 単位を超えないものとする。

第 6 章 卒 業 及 び 学 位

第 12 条 本学を卒業するためには、本学に 2 年以上在学し、第 8 条に定めるところにより必要な単位を修得しなければならない。

2. 前項の条件を満たした者については、教授会の議を経て学長が

卒業を認定し、学位を授与する。

3. 本学卒業者の短期大学士の学位は次のとおりとする。

学 科	学 位
経営実務科	短期大学士（経営実務学）

第 7 章 入学・転学・退学・休学・留学

第 13 条 入学の時期は、学年度の始めとする。

第 14 条 本学に入学できる者の資格は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第 15 条 入学者は、試験によって決定する。入学試験の方法は、その都度これを定める。

第 16 条 入学に必要な手続きは、別にこれを定める。

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学又は退学を願

い出たときは、これを許可することができる。

休学の期間は、第3条に規定する在学期間に算入しない。

第 18 条 前条により退学者が再入学を願い出たときは、試験のうえ許可することができる。

第 19 条 学長の許可を受けることなく、他の大学へ入学又は編入学を願い出ることはできない。

第 20 条 本学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の短期大学又は大学等に留学することを許可することができる。

2. 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第 8 章 賞 罰

第 21 条 特に品行方正・学術優秀・志操堅固な者は、これを表彰する。

第 22 条 本学の規則に違反したとき、又は学生の本分にもとる行為があると認めたときは、懲戒を加える。

第 23 条 懲戒処分は、謹慎・停学及び退学とする。退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 入学検定料・入学金・授業料・施設設備費・聴講料及び受講料

第 24 条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第 25 条 本学に入学又は編入学を許可された者は、入学金・授業料・施設設備費並びに設備維持費を所定の期日までに納付しなければならない。

第 26 条 学生は、授業料を前期と後期に分納することができる。

第 27 条 聴講生は、聴講料を納付しなければならない。

2. 科目等履修生は、受講料を納付しなければならない。

第 28 条 第 24条の入学検定料、第 25条の学費並びに第 27条の聴講料・受講料は、別表のとおりとする。

第 29 条 既納の入学検定料及び学費その他は、如何なる事情があつても返付しない。

第 30 条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

2. 前項により除籍された者が復籍を願い出たときは、試験のうえ許可することができる。

第 10 章 図 書 館

第 31 条 本学に図書館を置く。

第 32 条 図書館の細則は、別にこれを定める。

第 11 章 職 員 組 織

第 33 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

第 34 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2. 職制に関する細則は、別にこれを定める。

第 12 章 教 授 会

第 35 条 本学に短期大学部協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2. 協議会は、重要な事項の審議にあたる。

3. 協議会に関する規程は、別にこれを定める。

第 36 条 本学に教授会を置く。

第 37 条 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

第 38 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学・卒業に関すること

(2) 学位の授与に関すること

2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の復学・退学・休学等に関すること
- (2) 学生の試験に関すること
- (3) 学生の指導及び賞罰に関すること
- (4) 教育課程、授業に関すること
- (5) 学術研究に関すること
- (6) 教員の教育研究業績の審査に関すること
- (7) その他教育研究に関すること

第 39 条 その他の運営組織については、別にこれを定める。

第 13 章 聴講生・科目等履修生・単位互換履修生・外国人留学生

第 40 条 特定の授業科目について聴講を願い出る者があるときは、選考のうえ聴講生として、これを許可することができる。

2. 特定の授業科目について履修を願い出る者があるときは、選考のうえ科目等履修生として、これを許可することができる。
3. 他の短期大学・大学の学生で大学間の協定にもとづき特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、選考のうえ単位互換履修生として、これを許可することができる。
4. 科目等履修生及び単位互換履修生は履修した授業科目の試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。
5. 聴講生・科目等履修生・単位互換履修生に関する規程は、別にこれを定める。

第 41 条 外国人留学生として、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第 42 条 特別の規定のない限り、本学則は、聴講生・科目等履修生においてもこれを準用する。

ただし，第12条の規定はこれを準用しない。

附 則

本学則は，昭和37年4月1日から施行する。

< 略 >

附 則

本学則は，2020年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，2023年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，2024年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，2025年4月1日から施行する。

第 5 条 別 表

< 略 >

第 28 条 別 表

1. 検 定 料 35,000円
2. 入 学 金 200,000円 (入学時のみ)
3. 授業料・施設設備費 (年額)

(円)

入学年度 種別	2024年度以降	2023年度	2020～2022年度
授 業 料	928,000	928,000	928,000
施 設 設 備 費	200,000	160,000	140,000
計	1,128,000	1,088,000	1,068,000

4. 聴 講 料 8,000円 (受講科目1単位につき)
5. 受 講 料 10,000円 (受講科目1単位につき)